

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成28年5月20日付けで行った法25条2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張する。

- 1 本件処分以前は少なくとも月額40,000円以上であった扶助の額が0円になったのでは、請求人において憲法25条が国民に保障する健康で文化的な生活を送ることは困難である。

請求人は高齢であり、かつ、様々な病気を抱え入院生活を余儀なくされているため、自ら仕事をして収入を得ることができず、その上、金銭的援助を期待できる親族もいない。また、多くの病気を抱えながら日常生活を送っているため、医療費以外の生活に

係る出費も少なくない。上記のような請求人の個別具体的事情について十分に配慮し斟酌することなく、居宅から入院となった事実のみをもって機械的になされた本件処分は、国民の健康で文化的な生活を実質的に保障する憲法 25 条に反することは明らかである。

- 2 処分庁は、厚生労働大臣の定める基準（昭和 38 年 4 月 1 日付厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）に基づいて行った本件処分は適法・適正であると弁明するが、本件処分の基となった保護基準自体が憲法 25 条並びに法 1 条、3 条、8 条 1 項及び 2 項に違反しているから、保護基準に基づいてなされた本件処分には法 56 条の「正当な理由」がない。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 28 年 10 月 6 日	諮問
平成 28 年 11 月 8 日	審議（第 3 回第 1 部会）
平成 28 年 12 月 15 日	審議（第 4 回第 1 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 4 条 1 項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その

利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」ものとされている。

(2) 入院患者の基準生活費の算定について

ア 保護基準によれば、入院患者日用品費は「病院又は診療所に1か月以上入院する者」について月額22,680円以内で算定することとされている（別表第1・第3章・1・(1)及び(2)）。

イ そして、生活保護の決定・支給事務は法定受託事務であるところ、法を所管する厚生労働省が発した法の事務処理基準（地方自治法第245条の9第1項及び第3項）である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）によれば、「病院又は診療所において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。」とされている（第7・2・(3)・ア）。また、「保護受給中の者が月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合でオ又はカに該当しないときは、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）は要しないものとする。」とされている（第7・2・(3)・エ）。

(3) 加算について

保護基準によれば、「障害等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者」のうち、1級地（〇〇市を含む。）に在宅する者については月額26,310円を、入院患者については月額21,890円をそれぞれ加算することとされている（別表第1・第

2章・2・(1)及び(2)。

同じく、保護基準によれば、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者については、別に14,480円を算定するものとする。」とされている(別表第1・第2章・2・(3))。

(4) 収入認定について

ア 法8条1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

イ 同じく、厚生労働省による法の事務処理基準(地方自治法第245条の9第1項及び第3項)である「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている(第8・3・(2)・ア・(7))。

また、局長通知によれば、恩給法等による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている(第8・1・(4)・ア)。

そして、「生活保護運用事例集2013（平成27年度修正版）」（東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成）問7-25によれば、都においては、心身障害者福祉手当については、月額17,000円までは収入として認定しない特例的取扱いの承認を受けているとされている。

(5) 収入充当について

次官通知によれば、保護の種類は、第8によって認定した収入を、「原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」とされている（第10）。

(6) 本人支払額について

法の事務処理基準（地方自治法第245条の9第1項及び第3項）である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療局長通知」という。）によれば、福祉事務所長は、現に医療扶助を受けている者の本人支払額の決定において、「要保護者が医療扶助のみの適用を受ける者である場合には、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支払額とすること。」とされている（第3・2・(2)・ア）。

2 本件処分について

これを本件についてみると、本件意見書に「今後約3ヶ月のリハビリ・入院を予定」と記載されていたこと、処分庁の職員が請求人の長女から「入院は2か月程度となる見込みである」旨聞き取っていたことからすれば、処分庁が、本件処分の時点において、

請求人の入院が1か月以上になると判断したことには合理性があると認められる。

したがって、保護基準及び局長通知によれば、請求人については、1か月以上入院することを要する者に対する扶助額が適用され、月額で、生活扶助は入院患者日用品費の基準額の全額である23,150円（入院前は74,630円（居宅））及び障害者加算21,890円（1級地・入院患者）（入院前は26,310円（在宅者））、重度障害者加算14,480円（入院前後で変化なし）の計59,050円となり、住宅扶助は20,100円（入院前後で変化なし）となる。

また、請求人の収入認定額は91,628円（内訳：特別障害者手当26,620円及び障害基礎年金2級65,008円。なお、心身障害者福祉手当15,500円については収入認定除外となる。）であり、入院前後で変化がない。

以上により、請求人の平成28年6月分の保護費は、生活扶助59,050円及び住宅扶助20,100円の合計から、収入認定額91,628円を控除した△12,478円となり、請求人は医療扶助のみの適用を受ける者となることから、処分庁は、医療局長通知に基づき、医療費の本人支払額が月12,478円となる旨の本件処分を行ったことが認められる。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の定めに従い適正になされたものといえ、違法又は不当な点を認めることはできない。

3(1) 請求人は、上記（第3・1）のとおり、保護費の額が少ないと主張する。

しかし、前述（2）のとおり、本件処分はいずれも上記1の法令の定め及び厚生労働省の通知・指針等に基づき適正になされており、違算等の事実も認められないことから、本件処分を違法又は不当なものとして評価することができないことは明らかで

あり、請求人の主張には、理由がない。

- (2) また、請求人は、上記（第3・2）のとおり、保護基準は憲法25条並びに法1条、3条、8条1項及び2項に違反しているから、本件処分には法56条にいう「正当な理由」がないと主張する。

保護基準の是正を求める請求人の主張について、審理員意見書は、そもそも行政機関である処分庁及び審査庁は、現行の法令を所与のものとし、これに則って処分や審査請求に対する判断を行うものであるから、法規範としての性格を有する保護基準自体に対する不服を理由として、法令に適合した本件処分を取り消すことはできないとするが、当該判断は妥当である。

また、最高裁判所第三小法廷平成24年2月28日判決を引用しつつ審理員意見書が法56条について示した判断も妥当である。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、筑紫圭一